

中津川市障害者総合支援協議会について

はじめに

社会情勢の変化に伴いより障がい児者を取り巻く環境は大きく変わっています。障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには地域全体で支援していくことが必要であり、把握した課題やニーズを検討し改善、解決していくための協議・協働の場が必要とされています。

以前の障害者自立支援法では、障がい者への支援体制の整備を図るため関係機関等による自立支援協議会を置くことができたとしていましたが、平成25年4月、『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律』が施行され、障害者総合支援協議会（以下「協議会」という。）の設置について努力義務規定が設けられ、協議会の役割が明確に示されました。

中津川市では、平成26年度協議会を設置し、障がい児者の総合的な支援に取り組んでいます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋） （協議会の設置）

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

協議会の目的と役割

○ 設置目的

- ・中津川市の障がい児者に関する課題やニーズを共有し、関係者の連携により地域の実情に応じた障がい児者支援を総合的に進めることを目的とします。

○協議会の役割

協議会では次のことを協議、協働します。

- (1) 地域の障がい福祉に関する現状・課題の共有と対策に関すること
- (2) 関係団体・機関によるネットワークの構築に関すること
- (3) 障がい者の権利擁護と虐待防止に関すること
- (4) 地域の社会資源の活用、改善に関すること
- (5) 障がい福祉サービスに関すること
- (6) 障がい福祉の計画に関すること
- (7) 障がい者の社会参加の促進に関すること
- (8) 社会の障がい者理解の促進に関すること
- (9) その他必要な事項に関すること

○協議会委員

- ・定員 20 名以内
- ・障害福祉サービス事業所関係者、保健・医療関係者、雇用・就労関係者、教育関係者、障がい者団体関係者、地域福祉関係者
- ・任期 2 年

○事務局

- ・社会福祉課

○会議の開催

- ・通常年 2 回程度 計画策定年 4 回程度

専門部会

○設置の経緯

障がい児者に関する関係機関が集まり、地域の困難ケース等の検討・支援を行うとともに情報の共有を図るため、中津川市障害者総合支援協議会の下部組織として、平成26年度に「生活支援部会」が設置されました。

しかし、「生活支援部会」の開催は、平成27年度に1回開催し、以降は個別支援会議の開催のみで、会議を開催することが課題となっています。その要因の一つとして、構成機関の分野が広く、構成メンバーも多いことから課題の整理が困難で協議がしづらい事があげられます。このことを踏まえ、分野ごとに次の4つの専門部会を設置します。

○専門部会の設置

専門部会は、「生活支援部会」、「相談支援部会」、「子ども支援部会」、「精神障がい支援部会」を設置し、分野ごとに課題を抽出し、課題解決の対応策などを検討します。

各専門部会の活動内容等は当協議会において報告します。

各専門部会の目的、構成機関、活動内容、部会開催内容は次のとおりとし、各専門部会の部会長及び任期は設けません。

【生活支援部会】

○目的

障がい児者に関する関係機関の実務者が集まり、困難なケース等の検討を行うとともに情報の共有を図る。

○構成機関

相談支援事業所、基幹相談支援センター、恵那特別支援学校、東濃成年後見センター、障害児通所支援事業所、社会福祉協議会、市民病院、健康医療課、高齢支援課、子ども家庭課、社会福祉課（事務局）

○活動内容

- ・ 困難事例等の協議、助言、支援内容の検討
- ・ 情報の共有

○部会の開催

- ・ 会議はケース等に応じて、随時開催する。
- ・ 会議の招集、進行は事務局が行う。
- ・ 必要があるときは、構成機関以外の出席を求め、説明または意見を聞く。

【子ども支援部会】（資料2）

○目的

障がい児、特に医療的ケア児と重症心身障がい児及びその家族に対する支援が、出生期から就園期、就学期、成人期へと続くライフステージごとに適切なサービスを受け、地域において安心して生活を営むことができるよう、各支援機関等が互いに連携し、支援の充実と提供を図るための検討を行う。

○活動内容

- ・各支援機関等の相互の課題や情報の共有
- ・各支援機関等の連携の強化
- ・支援サービスの充実に関する事項の検討
- ・その他医療的ケア児と重症心身障がい児及びその家族の支援に必要な事項の検討

○構成機関

基幹相談支援センター（障害者地域支援センター結）、障害児相談支援事業所（発達支援センターつくしんぼ）、健康医療課、子ども家庭課、学校教育課、幼児教育課、市民病院、社会福祉課（事務局）

○部会の開催

- ・会議は随時（年1回～2回）開催する。
- ・会議の招集、進行は事務局が行う。
- ・必要があるときは、構成機関以外の出席を求め、説明または意見を聞く。

○活動状況

R4.7.6 R4年度 子ども支援部会の準備会及び、第1回医療的 ケア児支援のための関係機関の協議の場として開催。

（協議内容）

- ・子ども支援部会の設置の目的や協議内容等を検討。
- ・各機関の医療的ケア児等の支援内容と課題について情報共有。

【精神障がい支援部会】（資料3）

○目的

精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、各支援機関等が互いに連携し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。

○活動内容

- ・各支援機関等の相互の課題や情報の共有
- ・各支援機関等の連携の強化
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にむけた取組み
- ・その他精神障がいのある人の支援に必要な事項

○構成機関

大湫病院、基幹相談支援センター（障害者地域支援センター結、恵那たんぼぼ

地域生活療育支援センター)、恵那保健所、健康医療課、社会福祉課(事務局)

○部会の開催

- ・年度計画により定期的に行う。
- ・必要があるときは、広域アドバイザー、県密着アドバイザーなどメンバー以外の出席を求め説明または意見を聞く。

○活動状況

R4.2.9 R3年度 第1回部会開催

(協議内容)

- ・精神障がい支援部会の設置の目的や、次年度の『精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場』運営計画について決定。
- ・令和4年度は部会を3回開催し、医療・保健・福祉関係者の協議によって、東濃圏域で統一した目標により、『精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議』のプロセスシートを作成する。

R4.6.21 R4年度 第1回部会開催

(協議内容)

- ・『精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議』のプロセスシートについて協議
- ・個別支援における本人及び家族等のニーズ(希望)や困りごとを収集、地域課題を抽出。

【相談支援部会】(資料4)

○目的

日頃の相談支援を通して把握した障がい児者の困り感や課題の情報共有、さらに相談支援専門員の質の向上と連携強化を図る。

○構成機関

市内相談支援事業所、基幹相談支援センター(障害者地域支援センター結)、社会福祉課(事務局)

○活動内容

- ・情報の共有
- ・制度の勉強、新規事業所の見学
- ・困難事例の協議、地域課題

○部会の開催

- ・2~3ヶ月に1回 不定期
- ・会議の進行は事務局又は基幹相談支援センターが行う。
- ・会議の開催時に次回の予定を決める。